

鳥取県
NPO法人の条例個別指定制度
【指定申出の手引き】

平成30年4月

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課

鳥取県NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | NPO法人の条例個別指定制度について | 1 |
| 2 | 指定の手続きについて | 2 |
| 3 | 指定の基準について | 3 |
| 4 | 書類の記載方法等 | |
| (1) | 控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書 | 7 |
| (2) | 指定基準チェック表（第1表） | 8 |
| (3) | 指定基準チェック表（第2表） | 9 |
| (4) | 指定基準チェック表（第3表） | 15 |
| | 寄附者名簿 | 17 |
| | ボランティア活動者名簿 | 18 |
| (5) | 指定基準チェック表（第4～7表） | 19 |
| (6) | 指定基準チェック表（市町村指定法人用） | 21 |
| (7) | 欠格事由チェック表 | 22 |
| | 役員の氏名等一覧表 | 24 |
| (8) | 寄附金を充当する予定の事業内容等 | 25 |

【窓口一覧】

| 管轄区分 | 担当窓口 | 住 所 | 電話番号 |
|---------------------|---------------------------|------------------------------------|--------------|
| 鳥取市、岩美郡、 八頭郡 | 鳥取県元気づくり総本部 東部振興監東部振興課 | 鳥取市立川町六丁目 176 (東部庁舎 1 階) | 0857-20-3659 |
| 倉吉市、東伯郡 | 鳥取県中部総合事務所 地域振興局中部振興課 | 鳥取県倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所本館 1 階) | 0858-23-3177 |
| 米子市、境港市、 西伯郡、日野郡 | 鳥取県西部総合事務所 地域振興局西部振興課 | 鳥取県米子市糺町一丁目 160 (西部総合事務所本館 1 階) | 0859-31-9694 |

【注意】

・この手引きの中で、単に「法」とあるのは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」を指します。

1 NPO法人の条例個別指定制度について

(1) 背景・概要

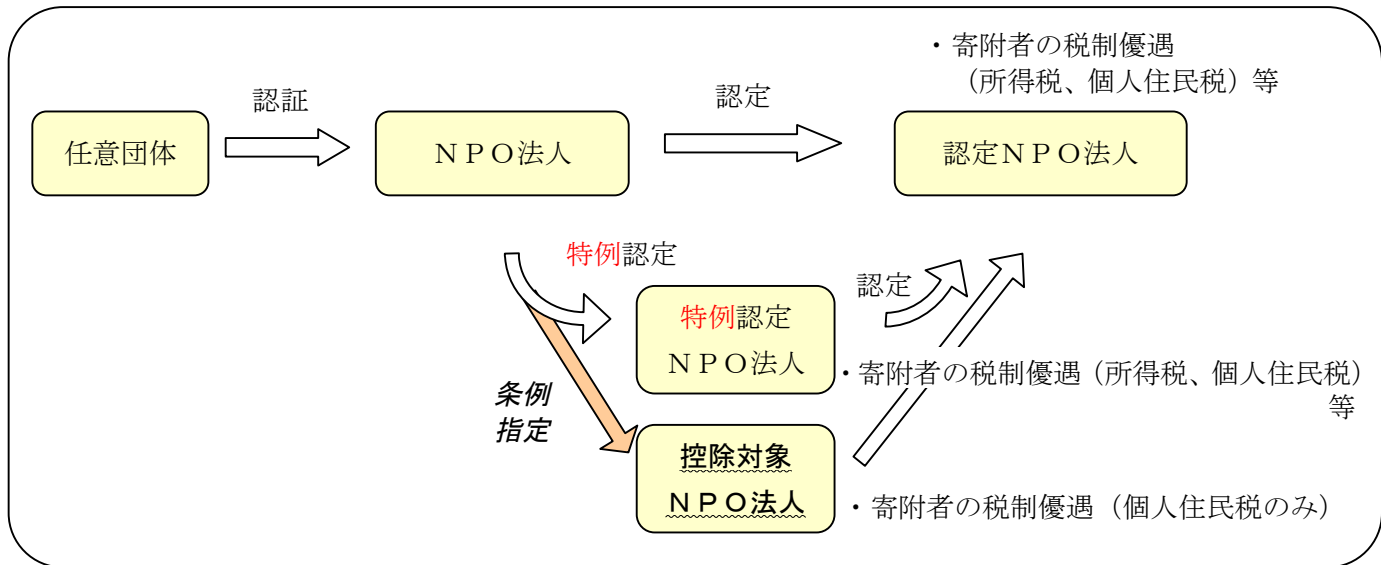
様々な地域課題解決の主要な担い手である NPO 法人の自立的活動を支援するため、NPO 法人への個人からの寄附金に係る税制優遇措置を拡大し、NPO 法人への寄附の促進や、認定 NPO 法人数の増をねらいとして、平成 23 年 6 月に寄附税制改革関連法が成立しました。その一連の制度のうちの一つが市民公益税制（新たな寄附税制）です。

<市民公益税制のポイント>

- ① 認定NPO法人への寄附について、所得税において新たに税額控除を導入（所得控除との選択制）
 - ・控除割合…控除対象寄附金額の 40%
- ② 地域において活動する NPO 法人等の支援（個人住民税）
 - ・認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町村が条例において個別指定した法人へのものについては、個人住民税の寄附金税額控除の対象に
 - ・個人住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ（5 千円→2 千円）

※条例で個別指定を受けた NPO 法人を、鳥取県では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象 NPO 法人）」とよびます。

(2) 認定 NPO 法人・控除対象 NPO 法人の関連イメージ

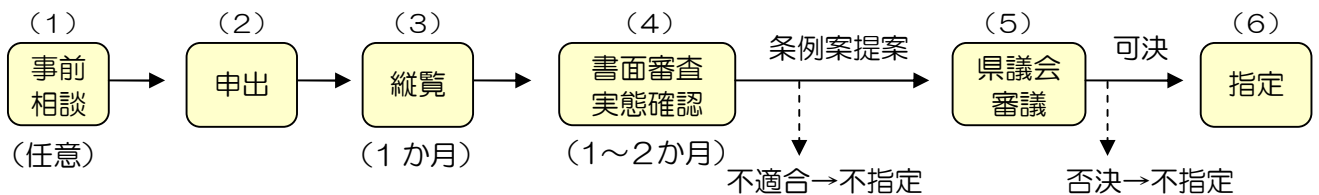


(3) 指定の効果

- ・県が条例で指定した NPO 法人への寄附金につき、控除対象寄附金額の 4% が税額控除の対象になります。
- 〔例〕控除対象 NPO 法人に県民が 1 万円の寄附を行った場合の個人住民税減額は
 $(10,000 - 2,000) \times (4\%) = 320 \text{ 円}$
- ↔ 認定 NPO 法人に県民が 1 万円の寄附を行った場合の所得税・個人住民税減額は
 $(10,000 - 2,000) \times (40\% + (4\% + 6\%)) = 4,000 \text{ 円}$
- ・認定 NPO 法人としての認定を受けるための主要な基準（パブリックサポートテスト）を満たすことになり、認定を受けやすくなります。

2 指定の手続きについて

指定の手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



(1) 事前相談

- ・指定の制度全般や、書類作成上の注意点などのご説明をさせていただきます。
- ・事前相談は必須ではありませんが、ご不明な点などあれば東部振興課又は各総合事務所へご連絡ください。

(2) 申出

- ・県内に事務所がある NPO 法人が申出をすることができます。
- ・次の書類を作成・添付の上、東部振興課又は管轄する総合事務所地域振興局へ提出してください。
- ・提出部数は各 1 部です。

| 書 類 | 備 考 |
|---|---------------------|
| ① 控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書(様式第1号) | p7 参照 |
| ② 各指定基準に適合する旨を説明する書類 | p8~24 参照 |
| ③ 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | |
| ④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | p25 参照 |
| ⑤ 直近の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿) | 法に基づき県に提出済みの場合は添付不要 |
| ⑥ 役員名簿 | |
| ⑦ 定款等(定款、法人の認証及び登記に関する書類の写し) | |

(3) 書類の縦覧

- ・県は、申出書類を受理したのち、申出をした NPO 法人の名称等をインターネットで公表するとともに、申出書類について 1 か月間縦覧します。
- ・縦覧は、個人情報保護に留意しながら書面により行うとともに、一定の書類についてはインターネットでも公表します。

(4) 書面審査・実態確認

- ・提出書類に不備がないか、また、各基準を満たしているかどうか、書面での確認・審査を行います。
(必要に応じ、書類の追加提出・修正を求めます。)
- ・あわせて、各基準を満たしているかどうかを判断するため、当該 NPO 法人の事務所などにおいて実態を聞き取り・確認させていただきます。
- ・審査の結果、指定が不適当と認められる NPO 法人に対しては、指定をしない旨を通知します。

(5) 県議会審議

- ・指定が適当と認められる場合は、「鳥取県税条例」の中に指定しようとする法人一覧(法人名・住所・指定期間)を記載して、これを直後の定例県議会に提案し、審議いただきます。

(6) 指定

- ・ 県議会で条例案が可決されれば、はれて指定となります。該当する法人に書面で通知します。
- ※ 指定の日は、原則として議決日の属する月の翌月の1日とし、指定の有効期間は5年間とします。
- ・ 県公報、ホームページ等で、指定されたNPO法人について広く周知します。

< 申出の時期と指定の時期について >

申出の時期とそれに対応する指定の時期については、当面、次のとおりとする予定です。
詳細は、県参画協働課のホームページでもお知らせします。

| 申出の時期 | 提案の時期 | 指定の時期 |
|----------|-------|--------|
| 5月15日まで | 9月議会 | 11月1日 |
| 8月15日まで | 12月議会 | 翌年1月1日 |
| 10月15日まで | 2月議会 | 翌年4月1日 |
| 2月15日まで | 6月議会 | 8月1日 |

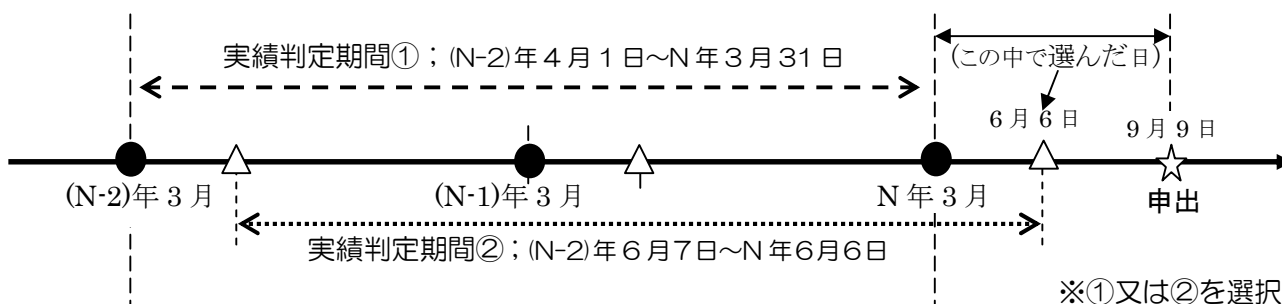
- ・ 県参画協働課 URL >>> <http://www.pref.tottori.lg.jp/210444.htm> (条例個別指定制度)

3 指定の基準について

(1) 実績判定期間

申出をしたNPO法人が指定の基準を満たすかどうかを判定するための「実績判定期間」を設けます。
実績判定期間は、指定を受けたことのない法人が申出をする場合、
① 申出をするNPO法人の直前に終了した2事業年度
② 直前に終了した事業年度の末日から申出の日までの間で当該NPO法人が選んだ日以前2年間のいずれかで、申出をするNPO法人が選択できます。

< 実績判定期間のイメージ：事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の例 >



- ・ ②を選択した場合でも、便宜上この期間を1年ごとに区分したものを「事業年度」とよびます。
- ・ 指定を受けたことのあるNPO法人が申出をする場合の実績判定期間は5事業年度です。

(2) 指定の基準

申出をするNPO 法人が満たすべき指定の基準は、次の①～⑦のとおりです。

申出にあたっては、それぞれの「指定基準チェック表」と、それを裏付ける書類を添付してください。

- ・指定基準チェック表等の様式は、県参画協働課のホームページ上にも掲載します。

☆指定基準チェック表（第1表） ⇒p8 参照

① 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

●申出をするNPO 法人の行う活動が、一定の県民に利益をもたらしていることを確認するものです。

- ・県内で特定非営利活動を行う地域を記載してください。

☆指定基準チェック表（第2表） ⇒p9 参照

② 事業内容が適切であるものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。

- (ア) 新たな時代の扉を開く活動（観光の振興、国際交流など）
- (イ) 様々な活動等をつなげる活動（まちづくり、地域情報化など）
- (ウ) 環境、生活等を守る活動（環境保全、地域安全、消費者保護など）
- (エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動（学術・文化・スポーツ振興など）
- (オ) 互いに支え合う活動（医療・福祉の増進、人権擁護、男女共同参画促進など）
- (カ) 人を育む活動（社会教育の推進、子どもの健全育成など）

イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。

●アについては、地域の元気を生み出す活力があふれ、豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送れるための県づくりを目指す「鳥取県の将来ビジョン」の視点にかなった活動を行うものであるかを確認するものです。

- ・(ア)～(カ)のうちの該当項目を明示し、NPO 法人の活動概要が分かるものを添付してください。

(参考) 鳥取県の将来ビジョン URL >>> <http://www.pref.tottori.lg.jp/vision/>

●イについては、前述の「鳥取県の将来ビジョン」の視点にかかわらず、現に県内地域が抱えるニーズ・課題があり、その解決に向け取り組むNPO 法人については、表彰や協働の実績を考慮し、基準を満たすこととするものです。

- ・実績が分かるものを添付してください。

③ 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。

イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。

●アについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{1,000円以上の寄附者の合計人数} \end{array} \right] \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

〔例1〕事業年度①の寄附者=80人、事業年度②の寄附者=30人 の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(80 + 30) \times 12}{24} = 55 \text{人} \geq 50 \text{人} \quad \Rightarrow \text{OK!}$$

〔例2〕事業年度①（設立後6月で終了）の寄附者=20人、事業年度②の寄附者=60人の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(20 + 60) \times 12}{6 + 12} \doteq 53.3 \text{人} \geq 50 \text{人} \quad \Rightarrow \text{こちらもOK!}$$

<注意点>

- ・寄附者名簿を添付してください。
- ・寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ・寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人として数えます。
- ・申出をするNPO法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合は、寄附者数には含めません。
- ・各事業年度とも、寄附者のうち少なくとも1人は、県民である必要があります。

●イについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{各事業年度中に当該法人の行う特定非営利活動} \\ \text{に携わったボランティアの合計人数} \end{array} \right] \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

<注意点>

- ・ボランティア活動者名簿を添付してください。
- ・氏名及び住所が明らかなボランティアの方のみを数えます。
- ・ボランティアと生計を一にする方が別にボランティアに参加された場合であっても、ボランティアの人数には含めません。（→あわせて1名として数えます）
- ・申出をするNPO法人の役員、社員及び職員並びにそれらの方と生計を一にする方がボランティアとして参加された場合は、ボランティアの数には含めません。
- ・各事業年度とも、ボランティアのうち少なくとも1人は、県民である必要があります。

④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

●法の規定に基づき、過去の事業報告書等や役員名簿、定款等をきちんと事務所に備え置いて、関係者の求めに応じて閲覧に供していることを確認するものです。

⑤ 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

●情報公開の一環として、NPO 法人の活動状況を対外的・継続的に公表し、当該 NPO 法人が行う活動への理解促進に努めていることを確認するものです。

・情報公開の方法（媒体、手段）を記載の上、積極的に公開をしていることが分かるものを添付してください。

⑥ 法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

●過去に公益に反する行為等を行った事実がないことを確認するものです。

・法の規定に基づき事業報告書等の提出がない法人については、指定を受けることができません。

⑦ 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

●NPO 法人として、少なくとも2事業年度以上の公益的な活動を行った実績があることを確認するものです。

(3) 基準の特例 ☆指定基準チェック表（市町村指定法人用） ⇒p21 参照

県内の市町村の条例で控除対象NPO法人として指定されているNPO法人が上記(2)の指定の基準に適合するものと同様であると県が認めるときは、当該基準に適合しているものとみなし、指定を受けられます。

・申出書に、そのことが分かる書類を添付してください。

(4) 欠格事由 ☆欠格事由チェック表 ⇒p22 参照

上記の指定の基準を全て満たしていても、次の①～⑥のいずれかに該当する法人については、指定をしないことがあります。

① 役員の中に、次のア～ウのいずれかに該当する者があるもの

- ア 過去に認定・**特例**認定・指定を取り消された場合において、その原因となった事実があった日から1年以内にそのNPO法人の理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しないもの
- ウ 暴力団の構成員等

② 認定・**特例**認定・指定の取消しがあった日から5年を経過しないもの（指定期間満了に伴うもの等を除く。）

③ 定款や事業計画書の内容が法令等に違反するもの

④ 国税・地方税の滞納処分の執行がされている、又は処分の終了から3年を経過しないもの

⑤ 国税・地方税の重加算税又は重加算金を課されてから3年を経過しないもの

⑥ 暴力団、又は暴力団（その構成員等）の統制下にあるもの

4 書類の記載方法等

様式第1号（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

「職」には「鳥取県知事」又は「鳥取県中部（西部）総合事務所長」のいずれかを記載

職 氏 名 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の有効期間の更新）を受けたいので、次のとおり申し上げます。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地

申出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

1 設立年月日
年 月 日

設立登記の日を記載

電話番号等は公開できるものを記載(以下同じ)

2 事業の内容
(1) 特定非営利活動に係る事業
(2) その他の事業

定款に記載されている事業を記載

3 事業を行う県内の地域

市町村名と、具体的な地区名などが記載できる場合はあわせて記載

4 過去の指定の有無 有 ・ 無
(過去の指定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

5 実績判定期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

ホームページアドレスなど

(1) 主たる事務所の連絡先

| | | |
|--------|---------|---------|
| ファクシミリ | メールアドレス | その他の連絡先 |
| | | |

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

| | | | |
|-----|------|--------|---------|
| 所在地 | 電話番号 | ファクシミリ | その他の連絡先 |
| | | | |

添付書類

- 1 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に適合する旨を説明する書類 指定基準チェック表及び根拠資料;p8-21 参照
- 2 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 欠格事由チェック表 p22 参照
- 4 直近の事業報告書等
- 5 役員名簿 p25 参照
- 6 定款等

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 添付書類の4から6までについては、特定非営利活動促進法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を要しない。

指定基準チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

| | | |
|----------------------------------|--------|--|
| 法人名 | | チェック |
| 1 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。 | | |
| 鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である | はい・いいえ | 〔記載例〕 はい・いいえ |
| 鳥取県内の活動地域 | | △△市（▽▽地区、◇◇地区） 〇〇町（全域） |
| 鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業 | | 【特定非営利活動】 〇〇〇事業 ◇◇◇事業 【その他の事業】 ▽▽▽事業 |

【指定基準チェック表（第1表） 記載要領】

| 項目 | 記載要領 | 備考 |
|---------------------------|-------------------------------------|---|
| 鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である | 「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。 | ・主に県外で活動を展開している法人であっても、県内において活動を行う機会があり、一定の県民に利益をもたらすものであると判断する場合は、「県内で事業を行っている」ものとみなします。 |
| 鳥取県内の活動地域 | 現に活動を行っている県内の地域を記載してください。 | ・市町村名を記載するとともに、さらに具体的な活動範囲（〇〇地区など）が記載できる場合はあわせて記載してください。 ・実際の行動範囲に限らず、活動の効果が及ぶ地域も活動地域に含まれます。分かる範囲で記載してください。 ・鳥取県外の活動地域については、記載不要です。 |
| 鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業 | 県内の活動地域において展開する具体的な事業名をすべて記載してください。 | ・特定非営利活動及びその他の事業についてそれぞれ記載してください。 ・定款に記載されている事業のうち、現に活動実績があがっているものについて記載してください。 |

指定基準チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

| | | | | |
|-----|--|--------|---------|------|
| 法人名 | | 実績判定期間 | 年 月 日 | チェック |
| | | | ～ 年 月 日 | |

2 事業内容が適切であるものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。

(ア) 新たな時代の扉を開く活動 (イ) 様々な活動等をつなげる活動
 (ウ) 環境、生活等を守る活動 (エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動
 (オ) 互いに支え合う活動 (カ) 人を育む活動

イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。

| 実績判定期間内の各事業年度 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 該当区分 | ア・イ | ア・イ | ア・イ | ア・イ | ア・イ |
| 【アの場合】 該当区分 | | | | | |
| 具体的な事業内容 | | | | | |
| 【イの場合】 表彰・事業協力の別 | | | | | |
| 具体的な実績 | | | | | |

【指定基準チェック表（第2表） 記載要領】

| 項目 | 記載要領 | 備考 |
|---------------------|--|---|
| 該当区分 | 「ア」「イ」のいずれか該当する一方に印をしてください。 | |
| 【アの場合】 該当区分 | ア（活動推進）を選択した場合、（ア）～（カ）のうち該当する区分の記号を記載してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・イ（表彰・活動協力）を選択した場合は記載不要です。 ・（ア）～（カ）の区分の詳細は、別紙（p11～14）のとおりです。 ・該当する区分が複数ある場合は、それぞれ記載してください。 |
| 具体的な事業内容 | 記載した区分に関連した事業内容を記載してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人が行う事業のうち、記載した区分に関連しない事業については記載不要です。 |
| 【イの場合】 表彰・事業協力の別 | イ（表彰・活動協力）を選択した場合、「表彰」又は「事業協力」のいずれか該当する一方を記載してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ア（活動推進）を選択した場合は記載不要です。 |
| 具体的な実績 | 実績判定期間内に法人が地縁団体、市町村又は県から受けた表彰若しくはこれらの団体と協働して行った事業の実績を記載してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「表彰」を選択した場合は、表彰を受けた日、表彰団体及び表彰の対象となった取組内容等について記載してください。 ・「事業協力」を選択した場合は、取組を行った日とその内容、協働の相手方及び当該団体との役割分担について記載してください。 |

【添付書類】

- ・（イの「表彰」を選択した場合）具体的な表彰実績を説明する書類

【その他注意事項】

- ・法人の事業内容及び実績が分かる書類について、別途確認させていただく場合があります。

※指定基準チェック表（第2表）アの基準については、次の表を目安に該当・非該当を確認してください。

【参考】鳥取県の将来ビジョン（平成21年2月 鳥取県）URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/vision/>

(ア)新たな時代の扉を「開く」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|--|---|
| (1) 人、物、情報の「大交流新時代」を切り拓く～「北東アジアゲートウェイ構想」 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道、航路などの整備・拡充等による近畿圏域や環日本海諸国などとの交通の便の強化 ・近県と連携した広域観光の展開 ・海外での見本市開催や事業展開 ・北東アジア諸国との距離感などの地理的優位性を背景とした国際経済交流の促進や新たな産業の立地促進 |
| (2) 下請体質から「高付加価値で打って出る産業」へ転換し、新たなステージへチャレンジ | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のサポート、企業が発展する環境整備による企業体質の強化 ・次世代産業分野の集積を促進 ・デザイン戦略やコンテンツ、知的財産を活かしたビジネス手法の展開による商品提案型・市場志向型企業への転換を図る ・産学官連携による、地域産業界のニーズに応じた職業人の育成 |
| (3) 就業を希望する人が県内で「いきいきと働ける就業環境」を整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進等による雇用の場の創出 ・職業能力開発による就業支援 ・若者・中高年者・障がい者等の就業困難者の就業機会の確保 ・I J Uターン希望者への情報提供の充実 ・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画が可能な環境整備 |
| (4) 素材が良く、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取県」の推進と、それにふさわしい農林水産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県の食の魅力の県内外への発信 ・鳥取県の食を文化として定着させる取組の推進 ・食を通じた健康づくり・人づくり・地域づくりや地域農業・関連産業の活性化 ・地域特性を生かした特産品創出・ブランド化 ・新規作物や米を活用した加工品の生産促進 ・消費者のニーズにマッチした安全で安心な食材の供給拡大（有機農産物等の独自の生産技術の開発、普及） ・地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策の普及定着 ・耕作放棄地解消に向けた取組の進展 |
| (5) 観光による「ようこそ、ようこそ鳥取県」の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・もてなしの意識が向上する県民運動の推進 ・地域資源を活かした着地型観光メニューの充実・情報発信と観光商品のネットワーク化 ・地域自らによる自然、温泉、歴史、食、文化、人物等に着目した地域資源の磨き上げ ・映画ロケ地やまんが王国として認知される取組によるファン来訪の増加 ・近隣周辺地域の観光資源と連携した広域的な周遊ルートの造成 ・国際的な保養地としての評価の定着と海外観光客の増加 ・グリーンツーリズムや滞在型の観光客の増加、経済波及効果の大きい催し等の誘致 |
| (6) 活気あふれる「海外との交流」 | <ul style="list-style-type: none"> ・双方の国を理解し、信頼関係を構築・強化して地域づくり、人材育成等につながるような、奥が深く継続性のある交流 ・経済・ビジネス活動、文化、青少年、地域活動、スポーツ、研究、大学等の多様な分野でグローバルな幅広い交流の推進 ・交流する地域の状況に応じ、双方にメリットのある交流促進 ・環日本海地域における環境問題の課題解決に向けた取組推進 |

(イ)様々な活動等を「つなげる」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|--|--|
| (1) 地域の資源や技術を新しい発想で組み合わせる新しい価値や産業を創造～「コラボ産業創造構想」 | <ul style="list-style-type: none"> ・農商観の各産業が連携した、地域資源の活用等による6次産業化や新たな価値の創出 ・産学官連携による新事業の創出及び高付加価値化の促進 ・体験農園等の農業、グリーンツーリズム等を活用した観光客誘致・地域間交流の促進 |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 県民、企業、NPO、住民団体等が、自由にかつ連携して、自らの地域づくりに取り組む「真の協働連携社会」の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に向けた、県民、NPO、住民団体等の間あるいは行政との間の調整やネットワークの形成支援 ・県民、NPO、住民団体等の活動の発展に必要な知識、技能等を深めるセミナー、講習会等の実施による地域活動実践人材の養成 ・若者も含めた多様な層の方々による地域活性化に寄与するような環境整備 ・退職帰郷者やI J Uターン者が地域で活躍できる環境の整備 ・NPO等が地域づくり活動を行いやすい体制の整備、新たな協働活動やこれを支える担い手の増加 |
| <p>(3) 定住人口の減少を食い止め、新しい住民が増加 ～「鳥取来楽暮（こらぼ）」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有効な情報発信等による移住定住先としての鳥取県の知名度の向上 ・移住者向けの家屋、土地の提供等による移住定住環境の充実 ・地域の受入機運の醸成など移住者が地域に受け込むようなサポート体制の充実 |
| <p>(4) 中山間地域の住民生活の安全・安心を確保した「持続可能な地域づくり」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活交通の確保、地域における保健医療・福祉サービスの充実による不安の解消、地域の見守り活動・防犯活動の推進など、安全で安心な定住環境の確保・充実 ・地域づくりを行う人的・組織的なネットワークの構築、地域で協力して解決する共助システムの構築 ・伝統行事、伝統文化、文化財等の維持・継承及びそのための人材育成 ・農林業振興や起業・企業誘致等による雇用創出やコミュニティビジネスの創出による中山間地域に不足するサービスの提供 ・県内外の他地域との多様な交流による元気な地域づくり、中山間地域の維持発展に対する県民等の理解促進 ・自然環境及び農地の保全、防災及び水源かん養等の公益的機能の維持強化 |
| <p>(5) 「交通基盤・情報基盤の充実」で利便性向上・地域の活性化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路網の整備、国際路線の充実 ・新たな交通手段等による、地域の実情・ニーズに合った生活交通体系確保 ・情報通信技術を活用した防災情報等の提供や安否確認など、中山間地域における安全・安心、利便性の確保 |
| <p>(6) 魅力があふれ、人が集う「にぎわいまちづくり」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り自家用車に頼らず暮らせるコンパクトなまちづくりの推進 ・障壁を排除し、誰もが自らの意思であらゆる分野の活動に参加できるまちづくり ・歴史的な建築物やまちなみの保全・再生、美しい景観の保全・創出 ・住民自らの手による、身近な生活の場に花や緑あふれる快適で魅力あるまちづくり ・新規起業者の参入促進による商店街のにぎわい創出や地域産業の再生 ・地域自らが考え、取り組むにぎわいのあるまちづくり活動へのサポート |
| <p>(7) 地域の力となり、企業の利益にもつながる「企業の公益活動・社会貢献活動」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉、スポーツ、文化・教育、環境など、様々な分野での企業の公益活動・社会貢献活動の促進による地域・企業双方の利益拡大 ・企業の公益活動についての県民への周知と、県民と一緒に取組み、更に大きな活動となるためのサポート |

(ウ) 環境、生活等を「守る」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|--|--|
| <p>(1) 豊かな自然・環境を守り、育て、次代につなげる ～「自然・環境パトナリレープロジェクト」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・県民、自然保護団体、NPO等と行政との協働による自然環境の保全・再生 ・多様な野生動物が人間と共存して暮らせる環境の保全・創造 ・自然環境保全と観光利用のバランスに配慮したエコツーリズムの推進 ・県民、NPO、行政等の連携による三大湖沼の水質の改善、美しい水辺環境の回復 ・省エネ、省資源など環境に配慮しながら日常生活を送るライフスタイルの確立 ・公共交通機関の利用促進、エコドライブ、レジ袋の削減推進 ・誰でも気軽に環境学習活動に参加できる学習環境の確保 ・風力、太陽光等の自然エネルギーの導入促進 ・環境産業の集積促進 ・森林や林業の重要性に対する理解促進、森林の健全な整備・保全、間伐材の利用促進 ・マイバッグの普及や分別徹底による廃棄物を極力出さない持続可能な循環社会の構築 ・温暖化に適応した農作物の品種育成、新たな特産物としての産地形成 |
| <p>(2) 安全に安心して暮らせる「安全・安心の充実」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全確保、食に対する信頼性の向上 ・消費生活相談窓口の設置、相談機関のネットワーク化による消費生活相談体制の充実 ・犯罪被害者の権利利益の保護、支援の充実 ・地域が一体となった登下校時の子どもの安全確保等、犯罪の防止に向けた環境の整備 ・県民の交通安全意識の高揚 |

| | |
|------------------|---|
| (3)「災害に強い県土」をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・河川、砂防施設、道路、橋りょう等の整備、補強による、災害に強い県土づくり、災害の未然防止の推進 ・避難訓練を通じた災害時の情報発信・避難体制の整備など災害への迅速な対応の推進 |
| (4)「実践型の防災・危機管理」 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災・危機管理についての正しい知識と技能の普及、災害に立ち向かう県民意識の醸成 ・災害に強い地域社会、地域経済づくり（自主防災組織率向上、事業所の事業継続の取組促進、避難所運営への老若男女の参画によるユニバーサルデザインの避難所の普及、災害時要援護者等の避難支援体制の整備） |

(エ)歴史、自然、文化等を「楽しむ」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|--|--|
| (1)本県の豊かな歴史、自然・環境、食、文化等を知り、楽しむとともに、地域において自分の存在や役割に手応え・充実感が感じられる「価値実感生活」の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の史跡、街並み、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の財産を大切にし、県民が郷土に誇りを感じる機運・意識の醸成と情報発信 ・I J Uにつながるような、県民及び県外者に対する、豊かな歴史、自然、食、文化等を知り、楽しむとともに、地域において自分の存在や役割に手応え・充実感が得られる生活スタイルの意識啓発とその実現・充実 ・I J Uターン者が不安なく住み続けられるような、人の温かさを感じるコミュニティづくりの推進 |
| (2)芸術・文化を振興することによって、地域の「創造性」を高める | <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストや文化団体を支援するとともに、支援者と連携した芸術・文化活動の活性化 ・県民が芸術・文化を発表する場や鑑賞する機会の拡充 ・アーティストと県民が芸術を介して活発に交流するアーティストリゾートの展開促進 ・教育現場や地域における子どもや若者が芸術・文化に触れ、感性を磨く機会の確保 ・子どもの頃から芸術・文化に触れる機会の拡充や生活スタイルの浸透促進 |
| (3)「いつでもどこでも学べる環境」づくりと「スポーツ振興」 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって繰り返し学習し、地域にその力を還元しながら豊かな人生を送ることができる人の増加 ・県民の運動・スポーツ実施率の向上と、健康を維持できる人の増加 ・オリンピックや国体を始めとする各種全国大会等で活躍する選手を多く輩出できる競技力の向上 |

(オ)互いに「支え合う」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|--|---|
| (1)一人ひとりの人権が尊重され、「それぞれの個性と能力が発揮できる社会」、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに暮らせる男女共同参画社会」 | <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる場を通じた人権教育・啓発やそれらを推進する指導者やリーダーの養成 ・人権相談窓口の設置等による相談・支援 ・職場、地域、家庭などで男女共同参画を進めるための普及啓発やリーダーの育成 ・防災や消防の取組への女性の力の活用、団体役員への女性登用促進、男性の育児休業の取得・家事等への参画促進 ・多様な生き方を選べる社会を構築するためのワーク・ライフ・バランスの促進 |
| (2)人種・国籍・文化・言語の違いを認め合い、尊重する「多文化共生社会」 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの外国人が滞在・交流しやすい環境の整備、国際交流の推進 ・県内に居住する外国人への支援 ・人種・国籍・文化の違いを認め合い、尊重する社会の実現、外国人が地域を支える一員となっている社会づくりの推進 ・手話通訳者等の確保・スキルの向上などによる、手話を必要とする方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参画できる環境の整備 |
| (3)高齢の方や、障がいのある方、社会的に支えを必要とされる方が地域・社会の中で「質の高い生活」を送る | <p>【高齢の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生きがいをもって暮らし、豊かな知識と経験を生かして様々な分野で活躍することができる場の創出、拡大 ・介護予防の全県的な普及の推進 ・介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせ、質の高いサービスを利用できる社会の実現 ・適切なサービスを受けられるような医療と福祉の連携の推進 ・認知症高齢者の早期発見・早期治療体制、地域支援体制の構築の推進 ・虐待の予防や早期発見・早期対応の取組 ・地域における住民相互の支え合い（見守り等）の強化の促進 <p>【障がいのある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が地域で自立して生活できるような、グループホーム整備や一般住宅への入居支援、一般就労への移行支援 |

| | |
|------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がいに対する理解に繋がる交流の推進、障がいのある方の社会生活能力を高める支援の推進 ・就労継続支援事業所等で働く障がいのある方の就労意欲醸成 ・点字、音声情報の充実など視覚障害のある方が自己選択と自己決定により日常生活や社会参画ができる環境の整備 ・発達障がいのある方のニーズに応じた支援手法の確立、高次脳機能障がい者の支援を通じた、障がいのある方に対する福祉、保健、雇用、教育及び医療の連携した支援体制の構築 ・スポーツ、文化・芸術活動などにおける交流等を通じたネットワークの形成 <p>【DV対策、児童・母子・父子福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実、関係機関の連携等によるDV発生の未然防止の推進 ・DV被害者の保護、就労、住居の確保等の支援による、被害者が安心して暮らせる社会の実現 ・児童虐待の発生予防、早期発見・対応などの支援体制の整備、家庭復帰に向けた取組の支援 ・ひとり親家庭が自立支援するための取組 <p>【生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターの養成や地域福祉の推進者との連携等による、地域で支え合い共に生きるまちづくりの推進 ・病気、失業等で生活に困窮した方の日々の生活のサポート、自立へのチャレンジの支援 |
| (4)「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造 | <ul style="list-style-type: none"> ・急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目無く受けられる体制の構築 ・地域で不足する医師や看護師の確保 ・すべての世代が健康に関心を持つ健康づくり文化の創造 ・食に関する健全な習慣づくり、知識の習得、感謝の心のかん養、豊かな食文化の継承など食育の推進 ・生涯スポーツ等の健康づくりの地域への浸透、検診の受診の向上 ・メタボリックシンドロームの改善、生活習慣病の発生予防の推進 |

(カ)人を「育む」活動

| キーワード | 県の取組の方向性（関連分野） |
|---|---|
| (1)地域みんなで応援する「すこやか子育て」 | <ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産できる社会の実現 ・子育てを家庭、企業、地域社会それぞれが支え、安心して子育てができる社会環境の実現（父親の子育て参加、祖父母を含め家庭全体での子育ての支援、育児休業取得の機運醸成や保育所の整備など子育てしながら働くための支援の充実、多様な働き方・社会参加を応援するための保育制度の充実、放課後児童クラブの設置促進・内容の充実、子育て応援パスポートの拡大や積極的な情報発信等による地域みんなで子育てを応援する機運の浸透） ・小学校就学前の保育・幼児教育の充実 |
| (2)「人財・鳥取」の推進 ・「地域の地の拠点」としての高等教育機関等の地域連携・貢献と、それを通じた「人財」育成 ・地域に信頼され、地域の要請に応えられる学校教育と学校づくり ・「知」「徳」「体」のバランスのとれた学校教育 ・家庭・地域の教育力を確立し、地域社会を支える「人財」を地域全体で育てる「地域循環型」教育の推進 ・身近なものから最先端のものまで、科学・ものづくりに触れる機会を増やし、創造的で人間力を持った「人財」を育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズと高等教育機関等の研究シーズの調整・仲介による高等教育機関等の地域貢献、「人財」育成の推進 ・鳥取のものづくりを支える将来の専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人の育成 ・地域に開かれ、地域から信頼され、「人づくり」に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進める学校・教育委員会づくり ・学校と地域の間をつなぐコーディネーターの設置を進めるなど地域が学校を支援する仕組みの導入 ・地域人材や専門人材を積極的に活用した不登校・いじめ対策、道徳・人権・郷土教育等の充実 ・芸術・文化活動を実践する方と学校等との連携による、子どもたちの感性を磨き、創造力、コミュニケーション力を高める機会の確保 ・特別支援教育の充実、特別支援学校卒業生の就労機会の拡大 ・小学校外国語活動や中学生・高校生の留学支援 ・運動習慣の定着、子どもの基礎体力の向上 ・家庭、地域、企業、NPO、行政等が連携し、地域が一体となった家庭・地域の教育力の確立 ・子どもたちの基本的な生活習慣や、家庭で学習する習慣の定着 ・健全な食習慣の定着を目指した、生産者、家庭、地域等の連携による食育・食農教育の推進 ・地域社会・地域産業を成り立たせるための、しっかりしたキャリア教育の実施による地域を担う人財の育成 ・地域で活躍する方が様々な面で各種講座・催しの講師になるなど地域全体での人財育成 ・携帯電話、インターネット等の情報媒体等の有害情報から青少年を守る運動の推進 ・科学やものづくりの楽しさを学ぶ機会の増加 ・身近で多種多様な「人財」の掘り起こしや学校や地域で活躍する場の設定 ・質の高い他分野のものづくりや科学技術の知識と技能の習得機会創出、県内の特色ある科学技術や地域産業への関心の惹起 |

指定基準チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

| | | | |
|-----|--------|---------|------|
| 法人名 | 実績判定期間 | 年 月 日 | チェック |
| | | ～ 年 月 日 | |

- 3 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。
- ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。
- イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。

| 実績判定期間内の各事業年度 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 年月日から 年月日まで | 年月日から 年月日まで | 年月日から 年月日まで | 年月日から 年月日まで | 年月日から 年月日まで |
| 実績判定期間の月数 (端数切り上げ) | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 【ア】年間1,000円以上の寄附者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| うち、鳥取県民の数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

〔チェック欄〕

- 寄附者の氏名（法人にあつては名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えている
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えている
- 当法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合、寄附者数から除いている
- 対価性のある会費などは寄附金から除いている

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の合計人数 人 $\times 12$ = 人 ≥ 50 人

実績判定期間の月数 月

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 【イ】ボランティアの従事人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| うち、鳥取県民の数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

〔チェック欄〕

- ボランティアの氏名及びその住所が明らかな者のみを数えている
- ボランティア本人と生計を一にする者がボランティアに参加された場合には、これを含めていない
- 当法人の役員、社員、職員及びそれらの者と生計を一にする者はボランティアの数に含めていない

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中に当法人の行う特定非営利活動に携わったボランティアの合計人数 人 $\times 12$ = 人 ≥ 50 人

実績判定期間の月数 月

【指定基準チェック表（第3表） 記載要領】

| 項目 | 記載要領 | 備考 |
|------------------------|--|--|
| 実績判定期間の月数 | 実績判定期間の月数について、整数で記載してください（まる2年間の場合は「24」を記載）。 | ・実績判定期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とします。（例：19月と10日⇒「20月」とする） |
| 【ア】 年間1,000円以上の寄附者数 | 各事業年度において、該当する寄附者数を記載してください。 | ・1回当たりの寄附金額が千円未満であっても、複数回にわたる、あるいは生活を一にする複数人からの寄附金の合計が千円以上である場合は、1人として数えることができます。 ・原則として、会費は寄附金の額から除きます。ただし、対価性が認められない会費は寄附金とみなすことができます。 ・イ（ボランティア要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。 |
| うち、鳥取県民の数 | 寄附者数又はボランティアの数のうち、鳥取県内に住所を有する者の人数を記載してください。 | ・少なくとも1名は鳥取県民であることを求めています。1人もいない場合は指定を受けることができません。 |
| 【イ】 ボランティアの従事人数 | 各事業年度において、該当するボランティアの人数を記載してください。 | ・労働の対価が無償であるボランティアのみを数えます。（交通費等の実費相当分のみが支給される場合にあっては、1人として数えることができます。） ・ア（寄附金要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。 |

【添付書類】

- ・寄附者名簿又はボランティア活動者名簿

【その他注意事項】

- ・寄附者又はボランティアが法人の役員又は社員等と関係のある者であるかどうかを確認するため、過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。
- ・寄附金については、各寄附者から寄附金を受領したことが分かる資料（会計帳簿、領収書の写し等）を確認させていただくとともに、寄附者本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・ボランティアについては、当該各人がボランティアとして参加したことが分かる資料（ボランティアの募集・応募に係る書類、ボランティア活動に携わった日・時間帯や活動内容等を示す書類）を確認させていただくとともに、ボランティア本人への確認をさせていただく場合があります。

寄 附 者 名 簿

| | | | | | |
|-----|--|------------|------------------|------|------------------|
| 法人名 | | 実績判定 期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | 事業年度 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
|-----|--|------------|------------------|------|------------------|

| 寄附者の氏名又は名称 | 住所又は事務所の所在地 | 寄附金の額 | 受領年月日 |
|------------|-----------------|-------|----------|
| ○ ○ ○ ○ | ◇◇県△△市☆☆ x x 番地 | ○○○○円 | xx・yy・zz |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| | | 円 | ・ |
| 合 計 | | 円 | |

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちア（寄附金要件）の適否の確認に用いるものです。イ（ボランティア要件）をもとに申出をする場合は、添付の必要はありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

ボランティア活動者名簿

| | | | | | |
|-----|--|------------|------------------|------|------------------|
| 法人名 | | 実績判定 期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | 事業年度 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
|-----|--|------------|------------------|------|------------------|

| ボランティアの氏名 | 住 所 | 従事内容 | 従事年月日 |
|-----------|---------------|----------|----------|
| ○ ○ ○ ○ | ◇◇県△△市☆☆x x番地 | △△△△△△△△ | xx・yy・zz |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ |

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちイ（ボランティア要件）の適否の確認に用いるものです。ア（寄附金要件）をもとに申出をする場合は、添付の必要はありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・従事年月日については、判明しているものについて全て記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

指定基準チェック表（第4～7表）（条例第4条第1項第4号～第7号に適合する旨を説明する書類）

| | | | |
|-----|--------|---------|------|
| 法人名 | 実績判定期間 | 年 月 日 | チェック |
| | | ～ 年 月 日 | |

指定基準チェック表（第4表）

4 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

| 実績判定期間内の各事業年度 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申出の日の属する事業年度の初日～申出の日 |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| | 年月日 ～ 年月日 | 年月日 ～ 年月日 | 年月日 ～ 年月日 | 年月日 ～ 年月日 | 年月日 ～ 年月日 | |
| 事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ |

指定基準チェック表（第5表）

5 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

| 実績判定期間内の各事業年度 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---------------|---|---|---|---|---|
| 公開の手段（媒体） | | | | | |
| 公開の時期 | | | | | |

指定基準チェック表（第6表）

6 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

| | |
|-------------|-----|
| 法令違反等の事実の有無 | 有・無 |
|-------------|-----|

指定基準チェック表（第7表）

7 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

| | | | |
|------|----------|-------|-------|
| 事業年度 | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 年 月 日 |
|------|----------|-------|-------|

【指定基準チェック表（第4～7表） 記載要領】

| 項目 | | 記載要領 | 備考 |
|-----|------------------------------|---|--|
| 第4表 | 事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている | 各区分に応じ、「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。 | ・事業報告書等については、各年度において過年度分の書類を備え置くこととされており、そのことを確認するものです（当該年度分の書類を作成したかどうか、ではありません）。 |
| 第5表 | 公開の手段（媒体） | 事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する手段を記載してください。 | ・公開の手段が複数ある場合は、全て記載してください。 |
| | 公開の時期（頻度） | 事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する時期又は頻度を記載してください。 | <記載例> ・時期…〇年〇月、〇年春 など ・頻度…年3回発行、週2回程度更新 など |
| 第6表 | 法令違反等の事実の有無 | 申出を行った日時点における法令違反等の事実について、「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。 | ・事業報告書等の不提出や提出遅延等の違反があっても、その後法の規定に基づき提出がなされ、違反状態が治癒したと判断される場合には基準を満たすものとします。 |
| 第7表 | 事業年度 | 法人の事業年度の初日及び末日を記載してください。 | ・申出書の記載と一致させてください。 |
| | 設立年月日 | 法人の設立登記の日を記載してください。 | ・申出書の記載と一致させてください。 |

【添付書類】

・情報公開をしていることが分かる書類（第5表関係）

具体的には、会報紙などの印刷物（又はその写し）、インターネットを利用する方法により公開している場合は当該公開部分の写し等を添付してください。

指定基準チェック表（市町村指定法人用）（条例第4条第2項に適合する旨を説明する書類）

| | | | | |
|-----|--|--------|------------------|------|
| 法人名 | | 実績判定期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | チェック |
|-----|--|--------|------------------|------|

県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が県の各指定基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。

| | |
|------------|-------|
| 条例で指定した市町村 | |
| 条例指定年月日 | 年 月 日 |

【同等性の説明】

| 県指定基準の項目 | 左の基準に適合するものと同等であることの説明 |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 県内における事業実施 | |
| 2 適切な事業内容（「鳥取県の将来ビジョン」又は表彰・協働実績） | |
| 3 県民等からの支持（寄附金若しくはボランティアによる支援実績） | |
| 4 事業報告書等の備置き、閲覧 | |
| 5 活動状況の積極的な公開 | |
| 6 法令違反等の有無 | |
| 7 法人設立後1年超の経過 | |

【指定基準チェック表（市町村指定法人用） 記載要領】

| 項目 | 記載要領 | 備考 |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 条例で指定した市町村 | 条例指定をした市町村名を記載してください。 | ・複数の市町村から指定を受けている場合は、それぞれ記載してください。 |
| 条例指定年月日 | 当該条例指定を受けた日付を記載してください。 | ・複数の市町村から指定を受けている場合は、それぞれ記載してください。 |
| 左の基準に適合するものと同等であることの説明 | 県の各指定基準に適合していることが分かるように記載してください。 | ・各説明欄への記載に代えて、指定基準チェック表など各基準に適合すると認められることを説明する書類の添付をもってすることもできます。 |

【添付書類】

- ・当該市町村の条例個別指定を受けていることがわかる資料（条例、公報など）の写し

欠格事由チェック表

| 法人名 | | チェック |
|---|--|--------|
| <p>次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 条例第 16 条第 1 項各号（第 3 号及び第 6 号を除く。2 において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号を除く。2 において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手續が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの</p> <p>イ 法第 47 条第 1 号イからニまでに掲げる者</p> <p>2 条例第 16 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定取消の手續が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 法第 47 条第 2 号から第 6 号までに掲げるもの</p> | | |
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| ア | 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| イ-イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| イ-ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| イ-ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| イ-ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・無 |
| 2 | 指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。） | はい・いいえ |
| 3-2 号 | 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人 | はい・いいえ |
| 3-3 号 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |
| 3-4 号 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人 | はい・いいえ |
| 添付書類 | 指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記 3-4 号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること | はい・いいえ |
| 3-5 号 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 | はい・いいえ |
| 3-6 号 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい・いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・いいえ |

【欠格事由チェック表 記載要領】

| 項 目 | 記載要領 |
|--------------------|---------------------------------|
| 役員欠格事由 (1の各欄) | 「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。 |
| 団体欠格事由 (2,3の各欄) | 「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。 |
| 添付書類 | 納税証明書を全て添付している場合に「はい」に印をしてください。 |

【添付書類】

・所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明）

【その他注意事項】

- ・「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。
- ・「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

役員の氏名等一覧表

年 月 日現在

| 役職名 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
|-----|-------------|-------|----|-----|
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 年 月 日 | | |

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、「欠格事由チェック表」のうち役員欠格事由に該当する者の有無を確認するために用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- ・右上の「年 月 日現在」には、申出をした日付を記載してください。
- ・特定非営利活動促進法の規定により役員名簿を知事に提出している場合で、その内容に変更がない（県において確認が可能な）場合は、「生年月日」「性別」「住所」の記載は不要です。
- ・本書に記載された情報をもとに、役員に暴力団の構成員等がないことを鳥取県警察本部に照会し確認することについて、あらかじめ法人の全ての役員の同意を得ておいてください。

寄附金を充当する予定の事業内容等

| | |
|-----|--|
| 法人名 | |
|-----|--|

| 事業名 | 具体的な事業内容 | 実施予定 年 月 | 実施予 定場所 | 従事者の 予定人数 | 受益対象者の 範囲及び 予定人数 | 寄附金充当 予 定 額 |
|-----|----------|-------------|------------|--------------|------------------------|----------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| 寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行等口座名 | |
| | |
| | |

【寄附金を充当する予定の事業内容等 記載要領】

| 項目 | 記載要領 | 備考 |
|-------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 事業名 ----- 具体的な事業内容 | 今後、寄附金の充当を予定している事業及びその内容を記載してください。 | ・総会等に提出する事業計画書等との整合性を図ってください。 |
| 実施予定年月 ----- 実施予定場所 | 各事業の実施を予定する時期及び場所について記載してください。 | ・事業の性質に応じ「〇年〇月」「通年」など適切に記載してください。 |
| 従事者の予定人数 | 各事業に従事する人数を記載してください。 | |
| 受益対象者の範囲 及び予定人数 | 事業実施により利益を受ける者の人数（範囲）を記載してください。 | |
| 寄附金充当予定額 | 事業実施に係る寄附金の充当予定額を記載してください。 | ・事業規模（想定）に応じ概算で記載してください。 |
| 寄附金の受入及び 支出に利用する銀行等 口座名 | 金融機関名及び店名を記載してください。 | ・口座番号は記載不要です。 |

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

鳥取県NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

作 成 平成 25 年 3 月（平成 30 年 4 月改訂）

担 当 鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
参画協働課 NPO活動推進担当

電 話 0857-26-7070

ファクシミリ 0857-26-8196